

令和6年11月29日

組合員・ご利用者の皆様

岩手中央農業協同組合  
代表理事組合長 佐々木 雅博

## お詫び

平素より、当組合事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、誠に遺憾ながら、当組合職員（以下、当事者）による共済の契約に関する不適切な事案が発覚いたしました。

組合員・利用者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、衷心よりお詫び申し上げます。

事案の内容につきましては、以下の通りです。

### 【事案・経緯】

令和5年11月に他県のJAにおいて、「ライフアドバイザー（以下、LAといいます）自身が契約者となっている建物更生共済において、構造区分を『木造造り』を『鉄骨造り』にして安い掛け金としている事案」が発覚しました。

その後、JA共済連全国本部による点検が実施された結果、当組合において1件該当事案が確認されました。

内容としては、当時、共済課のLAであった当事者が、自身の建物更生共済契約に際し、構造区分について「木造」のところを「耐火造」と誤って認識し契約したものです。

### 【契約日】

平成26年6月17日

### 【措置】

構造区分を適正に修正し、契約日に遡り適正な掛金との差額を、当事者が令和6年5月31日に全額納付しております。

### 【被害等】

ありません。

### 【今後の対応について】

今回の事案は、LAとして注意欠如にあたる事案であり、組合への信頼を失わせる行為であると認識しております。

当該事案につきましては、行政、関係機関等への報告を行うとともに、徹底した事実調査と原因分析を行い、当事者に対して厳正な処分を行いました。また、関係者につきましても、同様に処分を行いました。

この事案をもとに、当組合といたしましては、このような事態が再び発生することがないよう、綱紀の粛正・内部管理態勢のより一層の強化を図り、信頼回復のため役職員一同、再発防止に誠心誠意取り組んでまいります。重ねてお詫び申し上げますとともに、今後ともご支援・ご鞭撻をお願い申し上げます。